

宮城県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2 法第40条の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱様式第1号により知事に申請するものとする。

2 申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書（省令第27条第2項第1号関係）
- (2) 財産目録及び貸借対照表（省令第27条第2項第2号関係）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類（省令第27条第2項第3号関係）
- (4) 支援業務の実施に関する計画書（省令第27条第2項第4号関係）
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類（省令第27条第2項第5号関係）
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（省令第27条第2項第6号関係）
- (7) 前事業年度の事業報告書
- (8) 前事業年度の収支決算書
- (9) 当該事業年度の収支計画書
- (10) 居住支援活動の実績を記載した書類
- (11) 誓約書（要綱様式第2号）
- (12) 個人情報保護規程等
- (13) その他、知事が必要と認める書類

4 前項第4号の計画書には、次に掲げる事項を記載又は確認できる資料を添付するものとする。

(1) 組織及び運営に関する事項

法人の組織、事務分担、勤務体制、勤務形態、事務所位置図・平面図

(2) 支援業務の概要に関する事項

(指定の基準等)

第3 知事は、第2第1項の申請に係る内容が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 法第40条第1号関係

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、次のいずれにも適合していること。

- イ 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。
- ロ 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

(2) 法第40条第2号関係

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、申請者が次のいずれにも適合していること。

- イ 支援業務を行うに十分な財源を有していること。
- ロ 債務超過の状態にないこと。
- ハ 支援業務の実績を有していること。

(3) 法第40条第3号関係

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、申請者又は役員若しくは職員が次のいずれにも適合していること。

- イ 法第11条第1項第1号から第3号及び第5号から第8号のいずれにも該当しないこと。
- ロ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者でないこと。

(4) 法第40条第4号関係

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、他の業務との間に適切な分離がなされていること。

(5) 法第40条第5号関係

その他、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次のいずれにも適合していること。

- イ 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- ロ 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- ハ 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。
- ニ 第2第1項の申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がなく、重要な事実の記載が欠けていないこと。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合には、要綱様式第3号により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第2第1項の申請に係る内容が第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、要綱様式第4号により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4 支援法人は、法第41条第2項に規定する変更をしようとするときは、要綱様式第5号により知事に届け出るものとする。

(市町村長からの推薦)

第5 市町村長は、支援業務に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人とし

てふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

- 2 申請者は、前項の推薦を受けようとする場合には、要綱様式第6号により市町村長に申請するものとする。
- 3 市町村長は、申請者を推薦しようとする場合には、要綱様式第7号により知事に推薦するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により市町村長からの推薦を受けた場合には、支援法人の指定に当たり斟酌するものとする。
- 5 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

(債務保証業務委託の認可)

- 第6 法第43条第1項の規定により業務の委託の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第8号により知事に申請するものとする。
- 2 知事は、法第43条第1項の規定により認可した場合には、要綱様式第9号により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第43条第1項の規定による認可をしない場合には、要綱様式第10号により申請者に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第7 法第44条第1項の規定により債務保証業務規程の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第11号に債務保証業務規程を添付して知事に申請するものとする。
- 2 法第44条第1項後段の規定により、認可を受けた債務保証業務規程の変更の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第12号に変更に係る債務保証業務規程を添付して知事に申請するものとする。
- 3 知事は、第1項又は第2項の申請に係る内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、債務保証業務規程の認可をするものとする。
 - (1) 被保証人の範囲が特定の者につき不当に差別的な扱いとなっていないこと。
 - (2) 保証料の額が著しく高いものとなっていないこと。
 - (3) 求償権の行使方法が適切なものとなっていること。
 - (4) その他、当該規程の内容が債務保証業務を公正かつ適確に実施することができる
と認められるものとなっていること。
- 4 知事は、法第44条第1項の規定により認可した場合及び変更の認可をした場合には、要綱様式第13号及び要綱様式第14号により申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、法第44条第1項の規定による認可をしない場合及び変更の認可をしない場合には、要綱様式第15号及び要綱様式第16号により申請者に通知するものとする。

(事業計画等の認可)

- 第8 法第45条第1項の規定により事業計画及び収支計画(以下「事業計画等」という。)の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第17号に事業計画等を添付して知事に申請するものとする。

- 2 法第45条第1項後段の規定により、認可を受けた事業計画等の変更の認可を受けようとする支援法人は、要綱様式第18号に変更に係る事業計画等を添付して知事に申請するものとする。
- 3 知事は、法第45条第1項の規定により認可した場合及び変更の認可をした場合には、要綱様式第19号及び要綱様式第20号により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、法第45条第1項による認可をしない場合及び変更の認可をしない場合には、要綱様式第21号及び要綱様式第22号により申請者に通知するものとする。
- 5 法第45条第2項の規定により、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を知事に提出しようとする支援法人は、要綱様式第23号に支援業務に係る事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を添付して知事に提出するものとする。

(指定の取消し等)

- 第9 知事は、法第50条第1項の規定により、支援法人の指定を取り消した場合には、要綱様式第24号により当該支援法人に通知するものとする。

(支援法人の指定解除)

- 第10 支援法人が、指定の解除を希望する場合は、要綱様式第25号を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。